海外安全対策情報(平成28年4月~6月)

1 社会・治安情勢

(1) テロの傾向

今期については、前期(1月~3月)に発生した多くの死傷者を伴う大規模なテロ事件は見られなかったものの、連邦直轄部族地域(FATA)及びハイバル・パフトゥンハー(KP)州を中心に、依然として軍又は治安当局を主な標的としたテロが断続的に発生している。事案の形態としては、自爆又は簡易爆発物(IED)による爆弾テロ又は選定した標的を銃撃により殺害するといった手法によるものが多く、無差別的なテロは確認されなかった。

他方で、治安関係当局による武装勢力関係者又は協力者に対する摘発、捜索活動による拘束・殺害事案も前期に引き続き確認されていることから、未だ安定した状況とは言えず、テロの蓋然性は依然として高いと考えられる。

(2) デモの傾向

当地では、主に金曜礼拝後、各種活動団体による政府機関に対する環境改善要求等の抗議活動が行われる傾向にある。今期においては、酷暑時期という時期的特性から、電気の未供給(頻繁な停電)に対する改善要求等やパキスタン大衆運動(PAT)による、2年前にラホールで発生した事件(モデルタウン事件)での犠牲者の追悼及び政府に対する責任追及のための抗議集会が行われたが、いずれも緊張が高まる事態には至らなかった。

2 一般犯罪・凶悪犯罪の傾向

(1) 邦人被害事案

なし

(2) 銃器使用犯罪

本期間においても、前期と同様に銃器を使用した犯罪及び押収事案が相次ぎ、特に主要道路から離れた路地等人通りが少ない場所においては、その危険性が高い。主要都市部においても、銃器を使用した強盗事件(ガンポイント)や侵入強盗事件が散発的に発生しており、治安当局が継続的な銃器の取締りに取り組んではいるものの、違法に所持し摘発されるケースが後を絶たず、違法銃器の蔓延が問題となっている。

(3) 招き入れ型侵入犯罪

イスラマバードは富裕層が多く居住しており、各家屋には警備員やドライバー等の 使用人を雇っている家主が多いが、これら使用人が犯罪者側と共謀し家屋内に招き入 れて犯罪に荷担する事件が過去に少なからず発生している。今後においても、同種犯 罪が発生する可能性は否定できない。

(4) 名誉殺人

当地では、親が認めない相手との交際などで、家族の名誉を汚したとして女性又は その交際相手が殺害される名誉殺人が後を絶たない。パキスタンの保守的なイスラム 社会では、毎年数百人の女性が名誉殺人の犠牲になっており、今期も凄惨な殺害事件 が連続して発生したことから社会問題になっている。

(5) 性犯罪及び虐待

当地では、強姦を含む性犯罪及び虐待事件が頻繁に報道され、その発生件数は多いと言える。同種事件の被害者は、二次被害のおそれ等から警察に届け出ないことも少なくなく、実態は把握できていない。

(6) その他

本期間においても連日、不法な銃器・薬物・酒類の押収事案が報じられた。

3 2015年3月から2016年4月までのテロ事件発生状況

(1) 2015年

3月	60件	(前月比2	3 %減),	死者	79名,	負傷者	154名
4月	50件	(前月比1	7%減),	死者	70名,	負傷者	89名
5月	87件	(前月比4	2%増),	死者	174名,	負傷者	138名
6月	3 2件	(前月比6	3 %減),	死者	59名,	負傷者	6 9名
7月	39件	(前月比	2%増),	死者	62名,	負傷者	54名
8月	40件	(前月比	1 件増),	死者	77名,	負傷者	76名
9月	46件	(前月比1	5 %増),	死者	105名,	負傷者	175名
10月	30件	(前月比3	5 %減),	死者	93名,	負傷者	121名
11月	50件	(前月比6	6 %増),	死者	48名,	負傷者	72名
12月	28件	(前月比4	4 %減),	死者	72名,	負傷者	144名

(2) 2016年

1月	42件(前	月比35%増),	死者	94名,	負傷者	155名
2月	34件(前	月比19%増),	死者	54名,	負傷者	79名
3月	27件(前	月比20%減),	死者 1	37名,	負傷者	313名
4月	29件(前	月比 7%増),	死者	53名,	負傷者	41名

(※ 統計源:パキスタン平和研究所)

4 安全を考える上で参考となる事件等

4月下旬から5月始めにかけて、イスラマバード市内の特定の施設・場所に対するテロ脅威に関する情報により、当該特定施設に対して警備強化が図られた。

5 誘拐・脅迫事件発生情報

本期間における外国人に対する誘拐事件の発生は確認されていないが、パキスタン人が誘拐される又は誘拐後に殺害されて発見される事件が断続的に発生しており、誘拐事件発生に関する報道は比較的多い。なお、5月20日カラチにおいて、シンド州高等裁判所長官の子息が誘拐される事件が発生している。

一方で,2013年5月9日にパンジャブ州ムルタンにおいて誘拐されたギラニ元首相の子息が,誘拐後約3年を経た5月10日,アフガニスタンにおいて救出された。

当地では、誘拐・脅迫事件の背景としては、過激派又は武装組織による誘拐事件を利

用した政府等への要求又は資金稼ぎを目的として犯行に及ぶケースの他,単に一般犯罪者が,身代金目的で行うケースがある。このような誘拐事件は,解決までに多大な労力・時間を要すると共に,誘拐された被害者が殺害される可能性もあることから,事件に遭わないための安全対策が重要である。

6 日本企業の安全に関わる諸問題

5月30日,カラチ市において中国人労働者を標的にした爆発事件が発生した。これまでのところ,邦人及び日系企業に対する脅威情報に接していないが、中国人と誤認識され,同様の事件に邦人が巻き込まれるケースも否定出来ないことから,活動地域の最新の治安・安全情報の入手を欠かさず,安全を第一に考えた行動(活動)方針を定め,先ずは事件に遭遇しないための対策を講じるとともに,万が一の事態を想定した具体的な警備・連絡体制を確立することが重要である。

また、当国政府の政策として、外国人の入域を制限している地域が国内各地に存在し、 そのような地域に政府からの事前の許可を得ず(又は報告をせず)入った場合には、現 地治安当局による安全対策がなされないばかりか、速やかな退去を命ぜられたり、また 仮に犯罪に巻き込まれたとしても通常の警察活動を期待することはできないので、事前 に然るべき手続きを行うことが必要である。なお、手続きを行ったにもかかわらず、政 府からの許可が得られない場合には、安全上の問題が生じる可能性があるため、当該地 域への入域は控える。

(以上)